

Know
today,
Power
tomorrow

知る、
つなぐ、
未来を拓く



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/4326/>



新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、インターネット又は議決権行使書の郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会終了後の株主懇談会の実施は予定しておりません。
また、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第**50**回

定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時	2022年9月28日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時15分)
場所	〒101-0022 東京都千代田区神田練塀町3番地 富士ソフトアキバプラザ 5階 アキバホール
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役(監査等委員である者を除く) 8名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役 4名選任の件 第5号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員 である取締役を除く)に対する譲渡 制限付株式の付与のための報酬決定 の件

事前の議決権行使をいただく場合

議決権行使期限

2022年9月27日(火曜日)
午後5時30分まで

株式会社インテージホールディングス

証券コード：4326

ごあいさつ

おかげさまで当期は増収増益を達成しました。
加速する環境変化に対応し、ビジネスの成長を更に推し進め、
健やかで持続可能な社会の実現に貢献してまいります。



株式会社インテージホールディングス
代表取締役社長

石冢純晃

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第50回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

第13次中期経営計画の2年目となる2021年度においては、引き続き「ビジネスのデザインを変えよう!!- お客様と生活者の「変わる」とともに -Reframe, Connect, Create」というグループ基本方針のもと、リサーチパートナーからお客様のビジネス戦略構築&実行パートナーへの進化に向けて、ビジネススタイル、サービス、商品の変革に挑戦し続ける企業風土の更なる強化、並びに、グループの成長戦略の推進に注力してまいりました。

特に当期においては、従業員のリモートワークと出社のハイブリッド形式での新しい働き方による安定的な事業基盤のもと、新型コロナウイルス感染症に加え、様々な社会情勢の変化を受けた生活者の実態を捉えるためのリサーチニーズを着実にキャッチアップし、過去最高の売上と利益を達成することができました。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格の上昇や円安の影響による物価上昇等、お客様を取り巻く環境は引き続き不透明な状況にあります。今後も続くであろうこの不透明な状況に対し、当社グループとしては、コロナ禍で実証した柔軟かつ迅速な変化対応力を更に強化するとともに、生活者理解に係わるお客様の期待に応えるべく、デジタルを取り込んだデータ活用サービスやソリューションの開発及び人材育成・強化など、持続的成長の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

また、持続的成長を支えるビジネス基盤は、お客様・データ提供協力者・従業員そして社会や生活者との信頼関係のもとに成り立っております。この信頼関係の維持向上は、長期的な企業価値向上にとって不可欠であり、そのために透明性の高い経営を旨とし、株主の皆様との建設的な対話に努めてまいります。加えて、データ活用にあたっては、常にクリーンであることに徹しながら、「THE INTAGE GROUP WAY」に掲げるグループビジョン「豊かで可能性の広がる社会の創造」にふさわしい事業活動による社会貢献を通じて、あらゆるステークホルダーの信頼と期待に応える企業体を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年9月

証券コード4326

2022年9月6日

東京都千代田区神田練塀町3番地
インテージ秋葉原ビル

株式会社インテージホールディングス

代表取締役社長 石塚 純晃

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合は、インターネット又は議決権行使書の郵送によって議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 2022年9月28日(水曜日)
午前10時

場 所 〒101-0022
東京都千代田区神田練塀町3番地
富士ソフトアキバプラザ
5階 アキバホール

目的事項

報告事項

1. 第50期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役(監査等委員である者を除く)8名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案** 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

お知らせ

- ①本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当社グループの主要な拠点」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他当社グループの現況に関する重要な事項」、「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」及び「会社の支配に関する基本方針」並びに連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://www.intageholdings.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
- ②株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類につき、修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。
- ③本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に当社ホームページに開示いたしました。
- ④新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、インターネット又は議決権行使書の郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ⑤株主総会終了後の株主懇談会の実施は予定しておりません。また、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使について

- ①インターネットによる方法と郵送による方法の両方で議決権をご行使された場合は、インターネットによる方法を有効といたします。
- ②インターネットによる方法で複数回議決権をご行使された場合は、最後の行使内容を有効といたします。
- ③議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、その旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

議決権の代理行使について

当社定款第20条の規定に基づき、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、株主様又は代理人は、委任状を当社にご提出いただく必要があります。

議決権行使方法のご案内

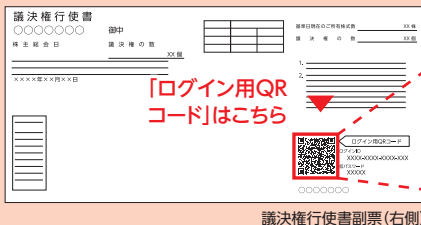
インターネット等による議決権の行使



行使期限

2022年9月27日(火曜日)午後5時30分入力分まで

A スマートフォンでQRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右側)

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました! 同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は…
下記のご案内に従ってログインしてください。

「ネットで招集」ならQRコードが簡単に読み取れます!

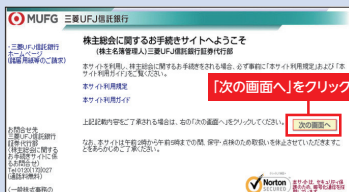


こちらを押すと「読取」が「移動」ボタンが選択できます。「読取」を選択すると自動でカメラが起動しますので、同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。

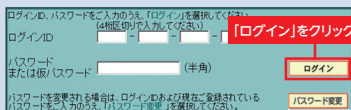
B 議決権行使サイトでログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

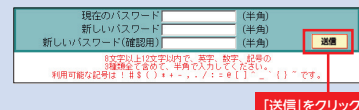
1 議決権行使サイトにアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトへ直接アクセスの場合

<https://evote.tr.mufig.jp/>



インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

●議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(ヘルプデスク)
☎0120-173-027 (通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

郵送による議決権の行使



行使期限 2022年9月27日(火曜日)午後5時30分到着分まで

*議決権行使書用紙は料金受取人払いのハガキとなっており、通常の郵便物に比べ郵便局での処理に時間を要する場合があります。**確実な到着を期するため、お早めにご投函くださいますようお願い申し上げます。**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
なお、賛否のご表示がない場合は、賛成としてお取り扱いします。

株主総会への出席による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2022年9月28日(水曜日)午前10時(受付開始：午前9時15分)

場 所 東京都千代田区神田練堀町3番地
富士ソフトアキバプラザ 5階 アキバホール

当日ご出席される株主様へのお願い

- 同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。
- 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名様限りとさせていただきます。
- 当日は、お手数ながら議事資料として本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知の末尾に「株主総会会場ご案内図」を掲載しておりますので、併せてご高覧ください。
- 株主総会終了後の株主懇談会の実施は予定しておりません。また、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 開催日当日の国内の新型コロナウイルス感染症の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防に十分ご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ご入場の際は、必ずマスクの着用をお願い申し上げます。
- ご入場の際は、受付付近に設置する消毒液での手指の消毒にご協力ください。
- マスクの着用や手指の消毒にご協力いただけない場合には、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 会場受付前において検温を実施させていただきます。37.5℃以上の発熱が認められた場合はご入場をお断りさせていただきます。また体調不良とお見受けした株主様につきましても、ご入場のお断り、議場からのご退場をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 会場内は座席間隔を広く確保するため、ご用意できる座席数が通常より減少いたします。会場が満席となった場合は同建物内の別会場をご案内させていただく、あるいは当該別会場も満席となった場合にはご入場をお断りする可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけており、グループ経営の成果であります連結業績をベースに、配当と成長投資のバランスを考慮した利益配分を行うことを基本的な考え方としております。

第50期の期末配当につきましては、当期の連結業績及び上記方針を勘案しつつ、1株38円とさせていただきますと存じます。この場合、当期の親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当額の比率である連結配当性向は44.0%となります。

1. (第50期) 期末配当に関する事項

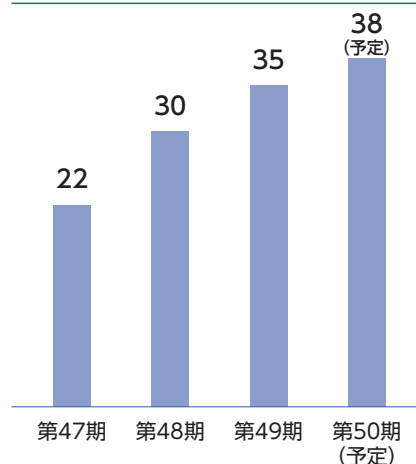
- 1 配当財産の種類
金銭
- 2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 38円
(この場合の配当総額は1,508,312,302円)
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年9月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

1株当たり配当金の推移

(単位:円)



※ 第48期事業年度は決算期変更に伴い2019年4月1日から2020年6月30日までの15か月間となったため、第48期の期末配当につきましては、15か月間という事業年度の長さを考慮した金額をご承認いただきました。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入にあたり、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。なお、当社は、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号)第10条第2項の定めに基づき、2022年9月1日をもって、当社定款に本条項を設けたものとみなされております。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行	変 更 案
<p>第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>第18条(電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>附 則</p> <p>第2条（電子提供制度に関する経過措置）</p> <p>第18条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>2 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く）8名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役会の独立性及び監督機能の強化を図るべく社外取締役を増員し、取締役（監査等委員である者を除く）8名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における職務執行状況や業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である者を除く）候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名	性別	当社における地位及び担当	取締役会出席率 (2021年度)
1	再任 イシ ヅカ ノリ アキ 石 塚 純 晃	男性	代表取締役社長	100% (18/18回)
2	再任 ニ シ ヨ シ ヤ 仁 司 与志矢	男性	取締役 CWO、マーケティング支援（ヘルスケア）事業担当	100% (18/18回)
3	再任 ミヤ ウチ キヨ ミ 宮 内 清 美	男性	取締役 マーケティング支援（消費財・サービス）海外事業担当、海外事業統括本部長	100% (18/18回)
4	再任 ヒ ガキ アユミ 檜 垣 歩	女性	取締役 マーケティング支援（消費財・サービス）国内事業担当	100% (18/18回)
5	再任 オオタケグチ 大竹口 勝	男性	取締役 経営企画担当	100% (18/18回)
6	新任 タケ ウチ トオル 竹 内 透	男性	執行役員 経営管理部長	—
7	新任 イマ イ アツ ヒロ 今 井 厚 弘	男性	社外取締役 独立役員	—
8	新任 ワタ ナベ ヒロ コ 渡 邊 温 子	女性	社外取締役 独立役員	—

(注) 本議案及び第4号議案が原案どおり承認されますと、社外取締役は監査等委員である社外取締役を含めて5名となり、当社取締役における社外取締役の割合は42%となります。

1

イシ ツカ ノリ アキ
石 塚 純 晃1959年1月10日生
満63歳

再任

- 所有当社株式数 37,700株
- 在任期間 16年
- 現在の地位・担当 当社代表取締役社長

略歴

- 1982年4月 当社入社
- 2006年6月 当社取締役 営業本部副本部長
- 2008年4月 当社取締役 ビジネスソリューションユニットディレクター
- 2009年4月 当社取締役 営業本部長
- 2011年4月 当社取締役 DCG・サービス事業本部長
- 2013年4月 当社常務取締役
- 10月 株式会社インテージ 代表取締役社長
- 2015年6月 当社取締役
- 2017年6月 当社代表取締役常務
- 2019年4月 当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

石塚純晃氏は、2006年の当社取締役就任後、長年にわたる経営の経験を有し、更に当社グループの中核会社である株式会社インテージの代表取締役社長として、同社事業の強化と収益性の向上に貢献するなどの実績があり、取締役としての職責を果たしております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

2

ニ シ ヨ シ ヤ
仁 司 与志矢1967年1月23日生
満55歳

再任

- 所有当社株式数 120,000株
- 在任期間 6年
- 現在の地位・担当 当社取締役 CWO、マーケティング支援（ヘルスケア）事業担当

略歴

- 1992年6月 株式会社社会情報サービス入社
- 1994年12月 ティー・エムマーケティング株式会社（2010年 株式会社アンテリオに商号変更）取締役
- 2005年1月 ティー・エムマーケティング株式会社 代表取締役副社長
- 2007年3月 ティー・エムマーケティング株式会社 代表取締役社長
- 2014年7月 当社執行役員 グループヘルスケアソリューション担当
- 2015年4月 当社執行役員 グループヘルスケア事業担当
- 5月 株式会社アスクレップ 取締役
- 2016年6月 当社取締役 グループヘルスケア事業担当
- 2017年4月 当社取締役 グループヘルスケア事業担当、働き方改革推進担当
- 2019年4月 株式会社インテージヘルスケア 代表取締役社長（現任）
- 6月 当社取締役 CWO、マーケティング支援（ヘルスケア）事業担当（現任）

重要な兼職の状況

株式会社インテージヘルスケア 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

仁司与志矢氏は、株式会社インテージヘルスケアの代表取締役社長として、同社事業の強化と収益性の向上を図るとともに、当社グループのヘルスケア事業担当として、グローバル事業の展開を推進するなどの実績があり、当社グループのヘルスケア事業に関する豊富な経験と知見を有しております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。

3

ミヤ ウチ キヨ ミ
宮 内 清 美1959年8月15日生
満63歳

再任

- 所有当社株式数 15,518株
- 在任期間 5年
- 現在の地位・担当 当社取締役 マーケティング支援（消費財・サービス）海外事業担当、
海外事業統括本部長

略歴

- 1983年4月 当社入社
- 2005年4月 当社ソリューション本部グローバルリサーチ部長
- 2007年10月 当社営業本部営業9部長
- 2008年7月 INTAGE (Thailand) Co., Ltd. CEO
- 2014年4月 当社執行役員 海外事業アセアン・インド担当、
INTAGE Holdings Inc. Regional Office 代表
- 2015年1月 当社執行役員 グループ海外事業担当
- 6月 当社上席執行役員 グループ海外事業担当
- 2016年4月 当社上席執行役員 海外事業統括本部長、グループ海外事業担当
- 2017年6月 当社取締役 海外事業統括本部長、グループ海外事業担当
- 2019年6月 当社取締役 マーケティング支援（消費財・サービス）海外事業担当、
海外事業統括本部長（現任）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

宮内清美氏は、グローバルリサーチの経験はもとより、アセアン・インドを皮切りに当社海外拠点のマネジメントの実績があり、当社グループの海外事業に関する豊富な経験と知見を有しております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

4

ヒ
檜 垣

ガキ

アユミ
歩1964年5月23日生
満58歳

再任

- 所有当社株式数 9,908株
- 在任期間 3年
- 現在の地位・担当 当社取締役 マーケティング支援（消費財・サービス）国内事業担当

略歴

- 1988年4月 カゴメ株式会社入社
- 1995年10月 当社入社
- 2007年4月 当社マーケティングソリューションユニット マーケティングソリューション部長
- 2013年4月 当社執行役員 マーケティングイノベーション本部長
- 2014年7月 当社執行役員 グループマーケティングソリューション担当
- 2015年7月 当社上席執行役員 グループ事業戦略担当
株式会社インテージテクノスフィア 取締役
- 2016年4月 株式会社インテージ 取締役
- 2019年4月 当社上席執行役員 マーケティング支援（消費財・サービス）国内事業担当
株式会社インテージ 代表取締役社長（現任）
- 6月 当社取締役 マーケティング支援（消費財・サービス）国内事業担当（現任）

重要な兼職の状況

株式会社インテージ 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

檜垣歩氏は、株式会社インテージの代表取締役社長として、同社事業の強化と収益性の向上を図るとともに、過去、同社においてR&D、営業、経営企画に携わるほか、特に同社において長年パネル商品開発の実績があり、当社グループのマーケティング支援事業に関する豊富な経験と知見を有しております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

5

オオ タケ グチ
大竹口

マサル
勝

1961年5月28日生
満61歳

再任

- 所有当社株式数 10,582株
- 在任期間 2年
- 現在の地位・担当 当社取締役 経営企画担当

略歴

- 1985年4月 当社入社
- 2013年4月 当社執行役員 DCG・サービス事業本部長
- 2014年4月 株式会社ドコモ・インサイトマーケティング 代表取締役社長
- 2016年4月 株式会社インテージ 取締役
- 2019年4月 当社上席執行役員 経営企画担当
- 2020年9月 当社取締役 経営企画担当（現任）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

大竹口勝氏は、株式会社インテージにおいて人事部門及び営業部門を歴任し、株式会社ドコモ・インサイトマーケティングの代表取締役社長として同社経営に携わる等、豊富な経営経験と実績を有しております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

6

タケ
ウチ
竹内トオル
透1963年4月17日生
満59歳

新任

- 所有当社株式数 12,400株
- 在任期間 ー
- 現在の地位・担当 当社執行役員 経営管理部長

略歴

- 1987年 4月 株式会社埼玉銀行（現 株式会社埼玉りそな銀行） 入行
- 2017年10月 当社入社
当社財務部長
- 2018年 4月 当社財務部長、内部統制部長
- 2019年 4月 当社経営管理部長
- 2020年 7月 当社執行役員 経営管理部長（現任）
株式会社インテージヘルスケア 監査役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社インテージヘルスケア 監査役

取締役候補者とした理由

竹内透氏は、長年の金融機関勤務の知識・経験を活かし、当社入社後も経営管理部長として財務・資本政策に関する取り組みを推進するなど、経営管理全般に関する豊富な経験と高い知見を有しております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を取締役候補者といたしました。

7 イマ イ アツ ヒロ
今 井 厚 弘 1960年12月4日生
 満61歳

新任 社外取締役 独立役員

- 所有当社株式数 0株
- 在任期間 ー
- 現在の地位・担当 該当事項はありません。

略歴

- 1983年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行） 入行
- 2013年4月 株式会社いなげや入社
同社グループ事業統括室長兼品質管理室長
- 2016年6月 同社取締役IR担当兼管理本部長
- 2019年1月 株式会社フージャースホールディングス入社
4月 同社リスクマネジメント部長兼内部監査室長
- 2020年5月 株式会社フージャースウェルネス&スポーツ 監査役（現任）
株式会社フージャースリートアドバイザーズ 監査役（現任）
6月 株式会社フージャースリビングサービス 監査役（現任）
株式会社アイ・イー・エー 監査役（現任）
- 2021年5月 Vermilion Capital Management株式会社 監査役（現任）
6月 株式会社フージャースホールディングス 常勤監査役
- 2022年6月 同社取締役常勤監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

株式会社フージャースホールディングス 取締役常勤監査等委員

※上記略歴中、今井厚弘氏が監査役を兼任している、株式会社フージャースウェルネス&スポーツ、株式会社フージャースリートアドバイザーズ、株式会社フージャースリビングサービス、株式会社アイ・イー・エー及びVermilion Capital Management株式会社は、株式会社フージャースホールディングスの非上場のグループ会社です。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

今井厚弘氏は、長年の金融機関における業務経験に加え、事業会社の取締役として、財務、IR、リスクマネジメント、内部監査等を含め、企業管理部門の業務に精通しており、特に財務戦略、リスク管理、コーポレートガバナンス等に関して高い知見を有しております。同氏については、その経験と知見を活かし、当社社外取締役として、取締役会の意思決定の適正性、妥当性を確保するための助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくこと、また、任意の委員会である指名・報酬委員会の委員として取締役の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っていただくことを期待し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

8

ワタ ナベ ヒロ コ
渡 邊 温 子1955年5月28日生
満67歳

新任

社外取締役

独立役員

- 所有当社株式数 0株
- 在任期間 ー
- 現在の地位・担当 該当事項はありません。

略歴

2006年6月	GEヘルスケアバイオサイエンス株式会社	代表取締役社長
2009年8月	GEヘルスケアジャパン	取締役
2016年3月	株式会社AccuRna	代表取締役社長
	株式会社Braizon Therapeutics	代表取締役社長
2017年4月	サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社	コーポレートマーケティング&ビジネス開発 シニアディレクター
2018年6月	株式会社HanaVax	社外監査役（現任）
2019年5月	オンコセラピー・サイエンス株式会社	取締役副社長

重要な兼職の状況

株式会社HanaVax 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

渡邊温子氏は、当社グループの事業とも関わりのあるライフサイエンス企業における業務に長年携わっており、事業会社において代表取締役を務める等、多数の企業経営の経験を有しているほか、グローバル企業でのマネジメントに関し豊富な知見と経験を有しております。同氏については、その経験と知見を活かし、当社社外取締役として、取締役会の意思決定の適正性、妥当性を確保するための助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくこと、また、任意の委員会である指名・報酬委員会の委員として取締役の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っていただくことを期待し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

- (注)
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 各候補者の所有当社株式数は、2022年6月30日現在のものです。
 3. 今井厚弘氏及び渡邊温子氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 当社は、今井厚弘氏及び渡邊温子氏が原案どおり選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。なお、当社と両氏の重要な兼職先との間に特別の利害関係はなく、当社は、当社が定める社外取締役独立性基準（25ページに記載しております。）に照らし、両氏は独立性を有すると判断します。
 5. 当社は、今井厚弘氏及び渡邊温子氏が原案どおり選任された場合、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする予定です。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）、及び現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者がそれらに対応するために要する費用を填補することとしております。ただし、違法であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、全額当社が負担しております。石塚純晃氏、仁司与志矢氏、宮内清美氏、檜垣歩氏、大竹口勝氏及び竹内透氏は、当社の取締役又は執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれておりますが、原案どおり選任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、今井厚弘氏及び渡邊温子氏は、原案どおり選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は任期途中に同様の内容で更新する予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

番号		氏名	性別	当社における地位及び担当	取締役会出席率 (2021年度)
1	新任	オダギリ トシオ 小田切 俊夫	男性	理事	—
2	再任	ナカジマ ハジメ 中 島 肇	男性	社外取締役 独立役員 監査等委員である社外取締役	100% (18/18回)
3	再任	ミヤマ ユウゾウ 三 山 裕 三	男性	社外取締役 独立役員 監査等委員である社外取締役	100% (18/18回)
4	再任	カシマ シズオ 鹿 島 静 夫	男性	社外取締役 独立役員 監査等委員である社外取締役	100% (18/18回)

(注) 第3号議案及び本議案が原案どおり承認されますと、社外取締役は監査等委員でない社外取締役を含めて5名となり、当社取締役における社外取締役の割合は42%となります。

1

オダギリ
小田切

トシオ
俊夫

1962年1月14日生
満60歳

新任

- 所有当社株式数 19,362株
- 在任期間 ー
- 現在の地位・担当 当社理事

略歴

- 1984年4月 当社入社
- 2002年4月 当社社会開発部長
- 2016年4月 当社執行役員 経営企画部、インキュベーション推進部担当
- 2019年4月 株式会社インテージヘルスケア 取締役
- 2020年7月 株式会社インテージリサーチ 代表取締役社長
- 2022年7月 当社理事（現任）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

監査等委員である取締役候補者とした理由

小田切俊夫氏は、株式会社インテージリサーチの代表取締役社長として、同社経営に携わる等、営業・経営管理全般に関する豊富な経験と知見を有しております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監査を行う適切な人材と判断したため、同氏を監査等委員である取締役候補者といたしました。なお、同氏は、本議案が承認可決され、当社の監査等委員である取締役に就任する際には、当社理事を退任いたします。

2

ナカ
中 島ハジメ
肇1955年12月7日生
満66歳

再任

社外取締役

独立役員

- 所有当社株式数 4,500株
- 在任期間 6年
- 現在の地位・担当 当社監査等委員である社外取締役

略歴

1986年 4月 裁判官任官
 1997年 4月 東京地方裁判所判事
 2002年 4月 最高裁判所書記官研修所事務局長
 2004年 4月 裁判所職員総合研修所研修部長
 2005年 4月 東京高等裁判所判事
 2007年 3月 東京高等裁判所判事退官
 4月 桐蔭法科大学院教授
 6月 弁護士登録
 2014年 6月 当社補欠監査役
 2015年 6月 当社社外監査役
 2016年 6月 当社監査等委員である社外取締役（現任）
 2017年 6月 東洋精糖株式会社 社外取締役
 2021年 4月 桐蔭横浜大学法学部客員教授（現任）

重要な兼職の状況

弁護士
 桐蔭横浜大学法学部客員教授

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

中島肇氏は、弁護士として企業に関する法務並びに財務及び会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、当社監査等委員である社外取締役として、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言、提言を行っております。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で、直接企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を行う適切な人材と判断しており、当社グループの経営に適切な助言や監督を行っていただくこと、また、任意の委員会である指名・報酬委員会の委員長として取締役の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり主導的な役割を担っていただくことを期待し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

3

ミ ヤマ ユウ ゾウ
三 山 裕 三1955年2月28日生
満67歳

再任

社外取締役

独立役員

- 所有当社株式数 2,100株
- 在任期間 5年
- 現在の地位・担当 当社監査等委員である社外取締役

略歴

1983年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
 1986年9月 三山裕三法律事務所設立
 2001年7月 三山総合法律事務所 代表（現任）
 2007年4月 あいホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
 2016年5月 当社独立委員会委員
 2017年6月 当社監査等委員である社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

弁護士
 あいホールディングス株式会社 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

三山裕三氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、当社監査等委員である社外取締役として、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言、提言を行っております。同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を行う適切な人材と判断しており、当社グループの経営に適切な助言や監督を行っていただくこと、また、任意の委員会である指名・報酬委員会の委員として取締役の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っていただくことを期待し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

4

カ シマ シズ オ
鹿 島 静 夫1958年11月30日生
満63歳

再任 社外取締役 独立役員

- 所有当社株式数 0株
- 在任期間 4年
- 現在の地位・担当 当社監査等委員である社外取締役

略歴

- 1982年 3月 アーサー・ヤング会計事務所東京事務所入所
 1985年 3月 公認会計士登録
 1987年 6月 アーサー・ヤング会計事務所と監査法人朝日新和会計社との合同により監査法人朝日新和会計社国際事業部に転籍
 1992年10月 鹿島公認会計士事務所開設
 12月 税理士登録
 鹿島静夫税理士事務所開設
 鹿島静夫税理士事務所 所長（現任）
 2002年 3月 株式会社ホーワス・ジャパン（現 株式会社みなとトラスト） 代表取締役
 9月 鹿島・小宮山公認会計士共同事務所開設
 鹿島・小宮山公認会計士共同事務所 代表公認会計士（現任）
 2008年12月 株式会社ミキ・ツーリスト 監査役（現任）
 2010年 4月 当社顧問公認会計士（2018年3月まで）
 2018年 6月 当社監査等委員である社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

公認会計士
 税理士
 株式会社ミキ・ツーリスト 監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

鹿島静夫氏は、公認会計士・税理士として財務・会計に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有しており、当社監査等委員である社外取締役として、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言、提言を行っております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を行う適切な人材と判断しており、当社グループの経営に適切な助言や監督を行っていただくこと、また、任意の委員会である指名・報酬委員会の委員として取締役の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っていただくことを期待し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注)
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 各候補者の所有当社株式数は、2022年6月30日現在のものであります。
 3. 中島肇氏、三山裕三氏及び鹿島静夫氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
 4. 中島肇氏、三山裕三氏及び鹿島静夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり各氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。なお、当社と各氏の重要な兼職先との間には特別の利害関係はなく、当社は、当社が定める社外取締役独立性基準（25ページに記載しております。）に照らし、各氏は独立性を有すると判断します。
 5. 鹿島静夫氏は、2018年3月31日まで当社の顧問公認会計士及び当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の信託管理人を務めておりましたが、当社から受領した報酬額は年額150万円未満であり、当社の社外取締役独立性基準に照らし、同氏は独立性を有すると判断します。
 6. 当社は、中島肇氏、三山裕三氏及び鹿島静夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。当社は、本議案が原案どおり承認可決された場合、各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）、及び現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者がそれらに対応するために要する費用を填補することとしております。ただし、違法であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、全額当社が負担しております。中島肇氏、三山裕三氏及び鹿島静夫氏は、当社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれておりますが、原案どおり選任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、小田切俊夫氏は、原案どおり選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は任期中に同様の内容で更新する予定です。
 8. 鹿島静夫氏が2008年12月より監査役に就任している株式会社ミキ・ツーリストにおいて、Go To トラベル事業に関する不適切な給付金受給の事実が判明いたしました。同氏は当該事実の判明まで当該事実を認識しておりませんが、平素より法令遵守及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の判明後においては再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。

ご参考

取締役候補者及び執行役員の専門性（スキル）・経験

	氏名	企業経営	事業戦略	財務・会計	人事・労務 人材戦略	グローバル	IT DX	ESG ダイバーシティ	法務・リスク マネジメント	R&D 事業開発
取締役	石塚 純晃	-	●		●		●	●		●
	仁司与志矢	-	●		●	●		●		●
	宮内 清美	-	●			●				●
	檜垣 歩	-	●				●			●
	大竹口 勝	-	●		●					●
社外	竹内 透	-		●					●	
	今井 厚弘	●		●					●	
	渡邊 温子	●	●			●				
社外 監査等委員 である取締役	小田切 俊夫	-	●						●	
	中島 肇			●	●				●	
	三山 裕三			●		●			●	
	鹿島 静夫			●		●			●	
執行役員	饗庭 忍	-	●				●			●
	成田 昭雄	-				●		●		
	長谷川順一郎	-				●	●			●

(注) 「企業経営」の専門性（スキル）・経験は、社外取締役を対象としております。

ご参考

社外取締役独立性基準

当社は、社外取締役が、現在及び過去10年間において、次の各項目のいずれにも該当しない場合に限り、独立性を有するものと判断する。

- ① 当社及び当社グループ会社の業務執行者
- ② 当社及び当社グループ会社を主要な取引先とする者（※1）若しくはその業務執行者、又は当社及び当社グループ会社の主要な取引先である者（※2）若しくはその業務執行者
- ③ 当社及び当社グループ会社から役員報酬以外に多額（※3）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- ④ 当社の大株主（上位10位以内の大株主）の業務執行者
- ⑤ 当社及び当社グループの主要な借入先（借入先上位2行）の業務執行者

⑥ 前五項のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者

- ※1 「当社及び当社グループ会社を主要な取引先とする者」とは、当社及び当社グループ会社から、その者の直近事業年度における連結売上高の2%以上の支払いを受けている者をいう。
- ※2 「当社及び当社グループ会社の主要な取引先である者」とは、当社及び当社グループ会社に対して、当社の直近事業年度における連結売上高の2%以上の支払いを行っている者をいう。
- ※3 「多額」とは、個人の場合は年間1千万円以上、団体の場合は当該団体の直近事業年度における連結売上高の2%以上をいう。

第5号議案

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。また、2019年6月26日開催の第47回定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、業績連動型株式報酬制度の対象者（当社及び当社グループ会社の取締役（当社については、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）及び執行役員（当社及び当社グループ会社と雇用契約を締結している執行役員を除く）をいいます。）に対して当社株式等（当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭をいいます。）の給付を行うための当社株式の取得資金として、対象期間（2020年6月末日で終了する事業年度から2024年6月末日で終了する事業年度までの5事業年度及び当該期間経過後に開始する5事業年度毎の期間のそれぞれの期間をいいます。）毎に、480百万円を上限とした金員を信託に拠出したうえで、原則として1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されるポイントを対象期間毎に400,000ポイントを上限として付与し、原則として退任時に当社株式を交付することについて、ご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の年額300百万円の報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。譲渡制限付株式は、退任時に株式を交付する上記の業績連動型株式報酬制度と異なり、対象取締役に対し、株式を早期に付与した上で一定期間の譲渡制限を課すものであり、業績連動型株式報酬制度に加えて導入をすることで、より一層対象取締役と株主の皆様との価値共有に資するものと考えております。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の年額300百万円の報酬枠の内枠として、年額90百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会での審議を経て取締役会において決定することといたします。

なお、対象取締役の員数は、第3号議案「取締役（監査等委員である者を除く）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、6名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整いたします。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件といたします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員（当社と雇用契約を締結している執行役員を除く）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社若しくは当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任若しくは退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社若しくは当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任若しくは退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

ご参考 取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針の概要
〔「コーポレートガバナンスに関する基本方針」より転載〕

(取締役の報酬等)

第22条 取締役(社外取締役及び監査等委員である者を除く。)の報酬等については、以下の「金銭報酬」及び「株式報酬」で構成する。

(1) 金銭報酬

株主総会決議に基づく報酬枠の範囲内において、以下の金銭報酬を支給する。

① 「基本報酬」

各取締役の役位、役割・責務等に応じて決定する。

② 「業績連動金銭報酬」

前年度の連結営業利益を指標とした基準額に、役位に応じた所定の係数を乗じた額と、役割実績に応じた個人別査定額を合計して算出する。

(2) 株式報酬

株主総会の決議に基づき導入した株式報酬制度として、以下の株式報酬を支給する。

① 「業績連動型株式報酬」

取締役の役位及び業績目標の達成度に応じたポイントを付与し、原則として退任時に信託を通じて、累積ポイント数に応じた当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給する。

② 「譲渡制限付株式報酬」

取締役の役位に応じて、一定期間の譲渡が制限された当社株式を支給する。

- 2 取締役(社外取締役及び監査等委員である者を除く。)の報酬等の額、支給時期、配分等の具体的内容については、株主総会決議に従い、担当取締役が支給原案を作成し、「基本報酬」、「業績連動金銭報酬」及び「業績連動型株式報酬」については、取締役会の委任に基づき、代表取締役社長、監査等委員である取締役及び独立社外取締役を構成員とし、かつ過半数の構成員を独立社外取締役として別途設置する報酬に関する委員会(本条において以下「報酬委員会」という。)にて決定する。また、「譲渡制限付株式報酬」については報酬委員会での審議を経て取締役会において決定する。
- 3 取締役(社外取締役及び監査等委員である者を除く。)の各報酬の割合は、役位・職責、業績、目標達成度等を総合的に勘案するほか、株主との価値共有や持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合及び金銭報酬と株式報酬との割合を適切に設定する。
- 4 社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、職務の性質を踏まえ基本報酬のみとし、その額、支給時期、配分等の具体的内容については、株主総会で定めた報酬枠の範囲内で、社外取締役(監査等委員である者を除く。)については取締役会の委任に基づき報酬委員会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により、それぞれ決定する。

以上

1. 当社グループの現況 (2022年6月30日現在)

1 主な事業内容

マーケティング支援 (消費財・サービス)

商品開発や市場分析・販売戦略に幅広く活用

独自に収集した各種データ、リサーチ技術、データ解析力などを基盤としたデータサービスやカスタムリサーチ、分析モデル、コミュニケーションサービスなどを展開しています。

事業会社

株式会社インテージ	INTAGE VIETNAM LIMITED LIABILITY COMPANY	dataSpring Korea Inc.
株式会社インテージリサーチ	INTAGE INDIA Private Limited	dataSpring Global Research USA, Inc.
株式会社インテージクオリス	INTAGE SINGAPORE PTE. LTD.	dataSpring Singapore PTE LTD
株式会社リサーチ・アンド・イノベーション	CONSUMER SEARCH HONG KONG LIMITED	dataSpring Philippines, Inc.
英徳知聯恒市場諮詢(上海)有限公司	PT. INTAGE INDONESIA	上海道道永泉市場調査株式会社
SHANGHAI HARVEST MARKET CONSULTING Co.,Ltd.	INTAGE USA Inc.	
INTAGE (Thailand) Co., Ltd.	株式会社データスプリング	

マーケティング支援 (ヘルスケア)

データ起点で医薬品の創薬から製販後までの課題解決をサポート

一般用医薬品・医療用医薬品および医療機器に関する市場調査、医薬品開発をサポートするCRO(医薬品開発業務受託機関)業務、医療に係るプロモーション、処方情報分析などの事業を展開しています。

事業会社

株式会社インテージヘルスケア 株式会社協和企画 株式会社インテージリアルワールド 株式会社プラメド Plamed Korea Co., Ltd.

ビジネスインテリジェンス

独自のマーケティングノウハウを活かしたITソリューションを提供

ソフトウェアの開発・販売から、システムの運用、維持・管理、データセンター運用などを主たる業務としており、さらにシステムの構築・運用による業務プロセス改善の支援、データ評価、分析、コンサルテーション、人工知能(AI)情報処理技術の活用を見据えた研究開発なども行っています。

事業会社

株式会社インテージテクノスフィア 株式会社データエイジ 株式会社ビルドシステム エヌ・エス・ケイ株式会社

主なサービスの概要

パネル調査

パネル調査とは、一定数のモニター（消費者や店舗など）を確保し、モニターから定期的に情報を収集する仕組みを構築し、お客様に定期的に調査データを提供する調査のことです。

インテージグループは1960年の創業当初からこのパネル調査を開始しており、その種類、規模、品目の拡張や、速報性の向上など度重なるリニューアル等を重ね、現在でも当社グループの収益の大きな柱となっています。市場実態を正しく捉えたデータとして、お客様から高い信頼を得ており、デファクトスタンダードの数字としてマーケティングに活用されています。



全国小売店パネル調査（SRI+）

スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、専門店など全国の主要小売店約6,000店舗を対象に、食品、飲料、日用雑貨品、一般用医薬品などさまざまなPOSデータを収集。各業界標準のインデックスとして、この分野で圧倒的な強さを誇っています。

主なお客様 食品・飲料・日用雑貨メーカー・製薬企業



全国消費者パネル調査（SCI）

全国の15～79歳の男女約5万2,500人を対象に、屋内外で消費する食品、飲料、日用雑貨品などの購買データを専用スキャナーやスマートフォンのアプリを利用して収集。消費者の購買行動を詳細に捉えた高品質なデータを基に、インサイトを提供する日本最大の消費者パネルです。

主なお客様 食品・飲料・日用雑貨メーカー

カスタムリサーチ

カスタムリサーチは、お客様の多種多様なマーケティング課題に対して、テーマごとに最適な手法で行うオーダーメイド型の調査です。近年、生活者におけるスマートフォンやSNSの普及などの環境変化に合わせ、新しい調査手法が次々と生み出されています。



オンライン調査



定性調査



非言語調査



オフライン調査

主なお客様 消費財メーカー（食品、飲料、日用雑貨品など）、製薬企業、流通・小売・飲食、自動車メーカー、通信、金融・保険、アパレル、エンターテインメント、官公庁

業界最大規模の
インターネット調査モニター
マイティモニター



マイティモニター
Myty Quality Utility, so, we are MYTYTY!
マイティモニター
アクセスパネル※1
420万人

(2022年7月現在)



マルチデバイス
モニター

「マイティモニター」は、マーケティングリサーチ業界で最大規模のインターネット調査モニターです。幅広い属性をカバーし市場反応性が高く、用途に合わせて多彩に利用できる万能さを兼ね備えています。

※1 過去1年間に1回以上回答、または属性を更新したモニター数

ITソリューション

お客様

医薬・健康情報・製造業・旅行・出版・消費財メーカー・サービス・広告代理店・卸・小売り

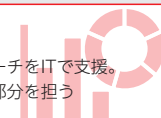
ビジネスインテリジェンス

システムの開発・運用、BPO、データセンター運用、データ活用ビジネス



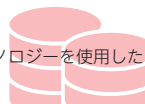
リサーチテクノロジー

インテージグループのマーケティングリサーチをITで支援。ビッグデータ集計・加工・データベースの部分を担う



データサイエンス

データのモデリング、データサイエンステクノロジーを使用した企業向けソリューション・研究・AI活用



情報システム

インテージグループ共通のITプラットフォームの企画・構築・導入・保守・運用。顧客向けITインフラの構築・運用・導入支援・監査



2 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年7月1日から2022年6月30日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の波が断続的に訪れ、経済活動はいまだに一部制限がなされているものの、ワクチン接種の促進や政府の各種施策の効果もあり、景気を持ち直しの動きがみられました。ただし、ウクライナ情勢の長期化の影響などが懸念される中での原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、急速な円安進行や貿易収支の悪化など、わが国経済を取り巻く環境は激しく変化しております。

アジア地域についても、新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の抑制の影響について、国や地域によりばらつきがみられ、また、原材料価格の高騰やサプライチェーンの混乱に加え、米国金融政策の引き締め方向への転換等により、アジア経済の先行きはますます不透明な状況となっております。

当社グループでは、従業員のリモートワークへの移行やオフライン系業務のオンライン化を実施することで、ビジネスを安定的に継続させてまいりました。特にリモートワークについては、そのメリットを活かした新しい働き方が定着しつつあり、生産性向上に寄与しました。

このような状況の中、当社グループは、第13次中期経営計画の2年目となる当連結会計年度において、グループ基本方針である「ビジネスのデザインを変えよう!!- お客様と生活者の「変わる」とともに-Reframe , Connect ,Create 」のもと成長戦略の積極投資を実行しております。

マーケティング支援（消費財・サービス）事業においては、2021年5月に子会社化した株式会社リサーチ・アンド・イノベーションが運営するCODE（買い物情報や商品評価情報が登録できるスマホアプリ）を用いたリサーチなどは順調に推移しており、CXマーケティングプラットフォームの確立に向けた準備を進めております。また、資本業務提携を行った株式会社スイッチメディアとはテレビCM出稿の最適化を支援するソリューションの共同開発を推進しております。

マーケティング支援（ヘルスケア）事業においては、医療消費者に関するデータやサービスの重要性の高まりを成長への好機と捉え、株式会社Welbyなどのパートナーによるデータ収集の強化や生活者（消費+健康）の領域拡大を図っております。また、医療消費者・医療従事者から収集した膨大なデータを価値のある情報に変換し、提供する力の強化に向けてデータサイエンス系人材育成（投資）を加速化させてまいります。

ビジネスインテリジェンス事業においては、「お客様のDX推進パートナー」の実現にむけオンラインセミナーなどの販促活動、DX支援のサービス化、インテージグループの総合力を活用した顧客課題解決への提案など積極的な営業活動を展開しております。

また、前中期経営計画より進めております働き方改革についても、新型コロナウイルス感染症によるリモートワーク主体の環境下においても、コミュニケーションの活性化や知見の共有化が促進されております。引き続き、当社グループで働く人たちが自律的・自発的に成長できる機会の提供を追求するなど、個々人のパフォーマンスを最大限に発揮させる新しいワークスタイルの

創造と確立を目指してまいります。

こうした取り組みのもと、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高60,232百万円（前期比4.6%増）、営業利益4,649百万円（同5.2%増）、経常利益4,952百万円（同2.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,418百万円（同1.4%増）となりました。

事業分野別の状況は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	2020年度 第49期	2021年度 第50期	増減率
売上高	57,558	60,232	4.6%
マーケティング支援（消費財・サービス）	35,572	38,503	8.2%
マーケティング支援（ヘルスケア）	14,714	14,552	△1.1%
ビジネスインテリジェンス	7,271	7,177	△1.3%
営業利益	4,421	4,649	5.2%
マーケティング支援（消費財・サービス）	1,910	2,300	20.4%
マーケティング支援（ヘルスケア）	2,264	2,197	△2.9%
ビジネスインテリジェンス	245	151	△38.6%
経常利益	5,081	4,952	△2.5%
親会社株主に帰属する当期純利益	3,372	3,418	1.4%

マーケティング支援（消費財・サービス）事業の連結業績は、売上高38,503百万円（前期比8.2%増）、営業利益2,300百万円（同20.4%増）の増収増益となりました。当事業では、主力事業であるパネル調査、カスタムリサーチ事業が堅調に推移しました。また、リモート環境にシフトした営業活動、サービス展開が定着化してきたことにより、全体的に堅調に推移しました。海外事業については、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復、オンラインシフトが進んだことにより、増収増益となりました。また、オンライン調査を主業務とする株式会社データスプリングは好調に推移しました。投資活動においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、半導体不足などの社会的情勢の影響に伴い、期中では進捗に遅れが生じたものの、年間トータルでは計画通りの進捗となりました。2021年5月に子会社化した株式会社リサーチ・アンド・イノベーション、2020年3月に子会社化した株式会社データスプリングは計画通り進捗しました。利益面については、国内外ともに増販による増益となっております。

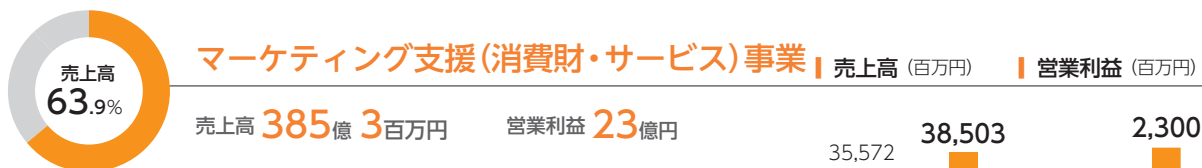
マーケティング支援（ヘルスケア）事業の連結業績は、売上高14,552百万円（前期比1.1%減）、営業利益2,197百万円（同2.9%減）の減収減益となりました。当事業では、株式会社インテージヘルスケアにおいて、主力事業であるリサーチ事業が投資活動に伴うリソース再配置により前期の水準を下回っております。CRO（医薬品開発業務受託機関）の製造販売後調査につき

ましては、事業全体の抜本的な改善の取り組みにより、売上は前期水準を下回るも、収益性は改善しております。データサイエンス事業は、臨床開発業務の稼働率が高い水準で推移したこと等により、前期を上回っております。一方、株式会社協和企画においては新型コロナウイルス感染症の影響に伴いプロモーション事業（※1）の苦戦が続いておりますが、エデュケーション事業では、ガイドライン販売、eラーニングのデジタルニーズが順調に推移したことにより、前期を上回っております。利益面については、リサーチ事業の投資活動に伴うリソース再配置による売上減少の影響を受けております。

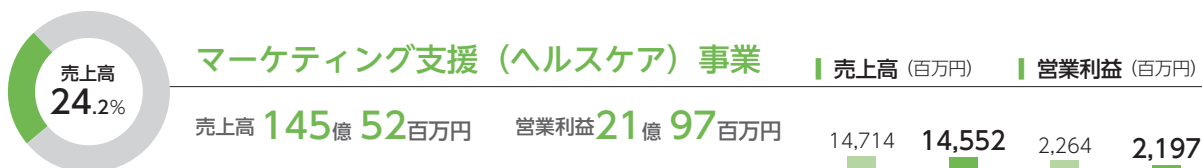
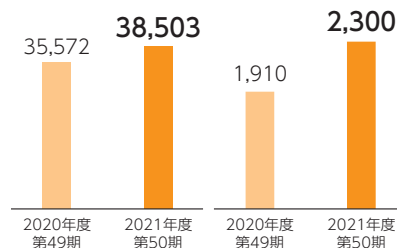
ビジネスインテリジェンス事業の連結業績は、売上高7,177百万円（前期比1.3%減）、営業利益151百万円（同38.6%減）の減収減益となりました。当事業では、株式会社インテージテクノスフィアにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、既存業界向けのソリューションの売上が減少しました。一方で、株式会社ビルドシステムとエヌ・エス・ケイ株式会社は新規案件の獲得に伴い前期を上回る売上高を確保しております。なお、デジタルシフト/スマートシフトへの環境変化を捉え、お客様のDXニーズに対し総合的に提案ができる営業組織「DX共創センター」を設立し、新規共創分野での拡販を進め、一定の成果をあげております。利益面については、不採算案件の発生や新型コロナウイルス感染症による売上減少の影響を受けております。

※1 プロモーション事業は、医療に関する広告媒体の取扱い、医薬品販売促進資材の制作、医学・薬学に関する学会の運営などを行う事業をいいます。

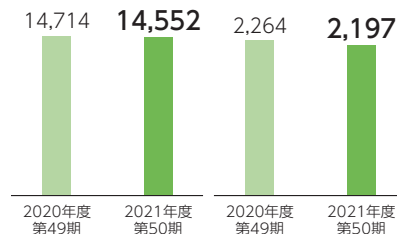
▶ 事業分野別の状況

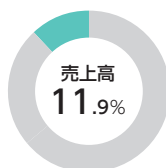


主力事業であるパネル調査、カスタムリサーチ事業が堅調に推移しました。また、リモート環境にシフトした営業活動、サービス展開が定着化してきたことにより、全体的に堅調に推移しました。海外事業については、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復、オンラインシフトが進んだことにより、増収増益となりました。また、オンライン調査を主要務とする株式会社データスプリングは好調に推移しました。投資活動においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、半導体不足などの社会的情勢の影響に伴い、期中では進捗に遅れが生じたものの、年間トータルでは計画通りの進捗となりました。2021年5月に子会社化した株式会社リサーチ・アンド・イノベーション、2020年3月に子会社化した株式会社データスプリングは計画通り進捗しました。利益面については、国内外ともに増販による増益となっております。



株式会社インテージヘルスケアにおいて、主力事業であるリサーチ事業が投資活動に伴うリソース再配置により前期の水準を下回っております。CRO(医薬品開発業務受託機関)の製造販売後調査につきましては、事業全体の抜本的な改善の取り組みにより、売上は前期水準を下回るも、収益性は改善しております。データサイエンス事業は、臨床開発業務の稼働率が高い水準で推移したこと等により、前期を上回っております。一方、株式会社協和企画においては新型コロナウイルス感染症の影響に伴いプロモーション事業の苦戦が続いておりますが、エデュケーション事業では、ガイドライン販売、eラーニングのデジタルニーズが順調に推移したことにより、前期を上回っております。利益面については、リサーチ事業の投資活動に伴うリソース再配置による売上減少の影響を受けております。





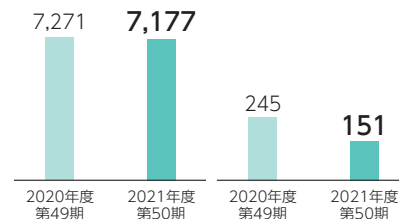
ビジネスインテリジェンス事業

売上高 **71**億 **77**百万円

営業利益 **1**億 **51**百万円

株式会社インテージテクノスフィアにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、既存業界向けのソリューションの売上が減少しました。一方で、株式会社ビルドシステムとエヌ・エス・ケイ株式会社は新規案件の獲得に伴い前期を上回る売上高を確保しております。なお、デジタルシフト/スマートシフトへの環境変化を捉え、お客様のDXニーズに対し総合的に提案ができる営業組織「DX共創センター」を設立し、新規共創分野での拡販を進め、一定の成果をあげております。利益面については、不採算案件の発生や新型コロナウイルス感染症による売上減少の影響を受けております。

売上高 (百万円) | 営業利益 (百万円)



3 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、1,108百万円であります。その主なものは、各種ソフトウェアの開発及び購入627百万円であります。

4 資金調達の状況

当社は、機動的かつ安定的な資金調達を図るため、コミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン設定金額は8,000百万円であり、当連結会計年度末における借入実行残高はございません。

5 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

6 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

9 対処すべき課題

当社グループは、第13次中期経営計画（3か年）の2年目となる当連結会計年度において、「ビジネスのデザインを変えよう!! - お客様と生活者の「変わる」とともに -Reframe, Connect, Create」をグループ基本方針として掲げ、リサーチパートナーからお客様のビジネス戦略構築&実行パートナーへの進化に向けて、ビジネススタイル、サービス、商品の変革に挑戦し続ける企業風土の更なる強化、並びに、グループの成長戦略の推進に注力してまいりました。また、従業員のリモートワークと出社のハイブリッド形式での新しい働き方による安定的な事業基盤のもと、新型コロナウイルス感染症に加え、様々な社会情勢の変化を受けたお客様ビジネスの課題や生活者の実態を捉えるためのリサーチニーズを着実にキャッチアップしております。

当社グループのお客様にとっては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格の上昇や円安の影響による物価上昇等、お客様を取り巻く環境は引き続き不透明な状況にあります。

今後も続くことが予想されるこの不透明な状況に対し、当社グループとしては、コロナ禍で実

証した柔軟かつ迅速な変化対応力をさらに強化するとともに、お客様そして社会の期待に応えるためのデジタルを取り込んだデータ活用サービスやソリューションの開発及び人材育成・強化など、Withコロナ、Afterコロナの時代に必要とされる新たな需要に真摯に取り組み、持続的な成長を目指してまいります。

また、生活者の生活様式や社会経済が変化しても、市場を押し量るデータを提供し続ける社会の公器たらんと自らを位置づけ、生活者や市場を正しく捉えるために、「扱うデータの拡張」、「データの価値化」、及び「データ活用の仕組み化」に対応すべく今後も取り組んでまいります。

マーケティング支援（消費財・サービス）事業においては、国内については、既存事業の伸長及びドメインの拡張に加え、2024年以降のCXマーケティングプラットフォーム確立に向けた確実な推進を目指すとともに、株式会社リサーチ・アンド・イノベーションでは次世代リサーチの拡販をメインに黒字化を目指してまいります。海外については、安定的な黒字化の体制構築、オンラインシフトの強化、及びセグメント化に向けた事業基盤確立を推進してまいります。

マーケティング支援（ヘルスケア）事業においては、2019年の体制変更から続くデジタル投資及び選択と集中に基づく変革に向けた取組みにより、第14次中期経営計画以降にデータサイエンスを軸としたポートフォリオを形成し、強固な利益体質を目指してまいります。

ビジネスインテリジェンス事業においては、新型コロナウイルス感染症は2023年6月期での収束を見込み、第14次中期経営計画期間においてはDX支援領域を軸とした成長とテクノロジーホルダーなどとの連携も視野に成長局面を実現してまいります。

当社グループ全体としては、安定的な財務基盤に基づく資本政策の強化、グループ間連携のビジネス創出、人的資本を始めとした非財務資本の増加のための施策実施、及びサステナビリティの強化を図ってまいります。

また、当社グループを取り巻く事業環境では加速度的に生活者データが増加し、加速度的にデータ活用用途が拡大することで全産業においてデータへの対応が多様に求められてきております。加えてテクノロジーの進化などにより産業の垣根が無くなりつつあります。この変化を大きな事業機会であると認識し、企業価値最大化に向けた規模拡大を図ってまいります。その実現のために資本の最適な分配、及び長期経営計画を推進してまいります。

資本の最適な分配については、以下のように分類しております。成長戦略に基づく投資活動を「基盤投資」と「戦略投資」に再定義し、第14次中期経営計画以降は戦略投資を加速いたします。

- (i) 株主還元
 - 配当性向40%以上、機動的な自己株式取得
- (ii) 戦略投資
 - ドメイン拡張、新事業と収益基盤の確立

(iii) 基盤投資

-国内No.1の堅持、生産性向上、顧客満足度向上など

あわせて、資本市場との良好な関係を築くべくESG投資において重要視されるコーポレートガバナンス推進やセキュリティ遵守を加速させるとともに、SDGsへの取り組みとして、データ活用環境の保全に努め、お客様の視点と生活者をつなぐデータ活用価値の不断の向上という当社グループの事業活動そのものを通じて、健やかで持続的可能な社会の実現に貢献してまいります。

引き続き、コーポレートアイデンティティ「THE INTAGE GROUP WAY」を経営のよりどころとし、グループのコアコンピタンスである「情報力」を武器に、お客様と生活者をつなぐ架け橋となり、豊かで可能性の広がる社会を創造する企業として当社グループが持続的に成長・発展するために、更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指しております。

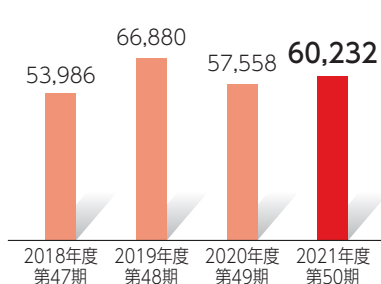
株主の皆様には引き続き、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

10 財産及び損益の状況

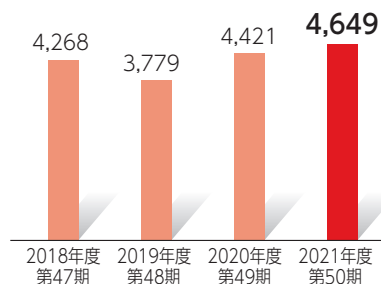
区 分	第47期	第48期	第49期	第50期
	2019年3月期	2020年6月期	2021年6月期	当連結会計年度 2022年6月期
売上高 (百万円)	53,986	66,880	57,558	60,232
営業利益 (百万円)	4,268	3,779	4,421	4,649
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,859	1,683	3,372	3,418
1株当たり当期純利益 (円)	69.47	41.99	84.40	86.31
総資産 (百万円)	45,524	41,489	45,751	45,633
純資産 (百万円)	28,987	28,335	30,526	30,823
1株当たり純資産額 (円)	699.51	704.73	750.50	776.32

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）により計算しております。
 2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式に、役員向け株式給付信託として保有する当社株式を含めております。
 3. 第48期につきましては、決算期の変更に伴い、2019年4月1日から2020年6月30日までの15か月間となっております。
 4. 第50期末において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第49期については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額となっております。

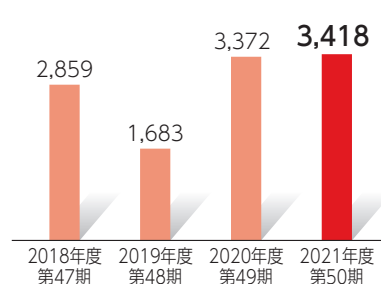
売上高 (百万円)



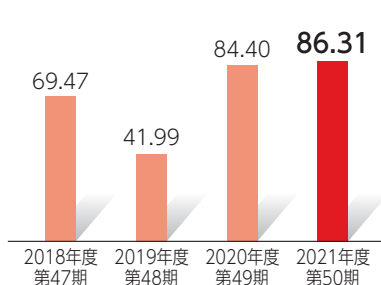
営業利益 (百万円)



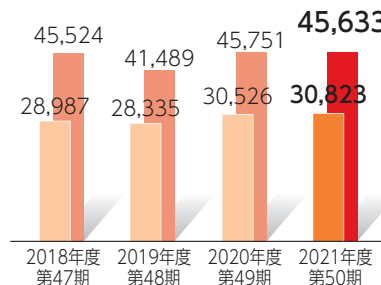
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



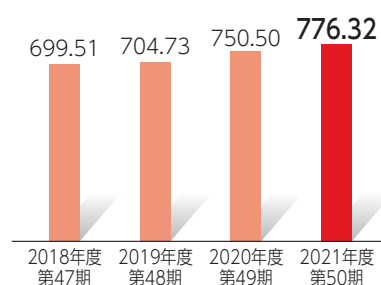
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円) 純資産 (百万円)



1株当たり純資産額 (円)



11 重要な子会社の状況（2022年6月30日現在）

会社名	資本金	当社出資比率	主要な事業内容
株式会社インテージ	450百万円	100.0%	マーケティング支援 (消費財・サービス)
株式会社インテージヘルスケア	145百万円	100.0%	マーケティング支援 (ヘルスケア)
株式会社インテージテクノスフィア	100百万円	100.0%	ビジネスインテリジェンス

12 政策保有株式の保有に関する方針

政策保有株式の保有目的が純投資目的以外の目的である上場投資株式について、当該上場会社と当社グループとの事業上の関係を総合勘案したうえで、当該上場会社との良好な協業関係の構築、維持及び強化を図る等の観点から合理的な必要性が認められる場合に限り、政策保有株式として保有し、その保有の意義が不十分である上場投資株式については、縮減又は売却する方針としています。

13 政策保有株式の合理性の検証

政策保有株式の保有による便益を指数化し、資本コストと比較したうえで、取締役会にて銘柄ごとの保有意義等を検証しております。

14 政策保有株式に係る議決権行使の方針

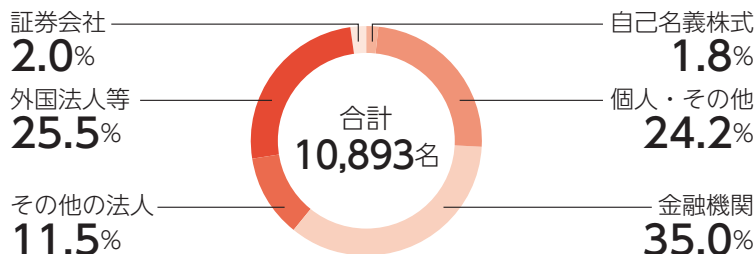
政策保有株式の議決権行使にあたっては、政策保有先及び当社グループの中長期的な企業価値の向上の観点から、原則としてすべての議案を個別に精査し、必要と認められる場合には政策保有先と対話の機会を設けるとともにその妥当性を総合勘案したうえで、賛否を決定しています。特に、政策保有先の業績の著しい悪化が一定期間継続している場合、政策保有先において重大な不祥事があった場合、並びに政策保有先の中長期的な企業価値又は株主共同の利益を毀損する可能性のある議案が提案されている場合には、議案の賛否の判断を慎重に行っていません。

2. 株式の状況（2022年6月30日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 148,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 40,426,000株 |
| ③ 株主数 | 10,893名 |
| ④ 大株主（上位10位） | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,623,900	9.1
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 エーザイ口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	2,600,000	6.6
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	2,200,000	5.5
インターネットグループ従業員持株会	2,050,277	5.2
株式会社埼玉りそな銀行	1,870,000	4.7
豊栄実業株式会社	1,820,000	4.6
大栄不動産株式会社	1,450,000	3.7
E A R L E 1927 L L C	1,450,000	3.7
第一生命保険株式会社	1,400,000	3.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,372,114	3.5

(注) 持株比率は自己株式（733,571株）を控除して計算しております。



3. 会社役員の状況（2022年6月30日現在）

① 取締役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
代表取締役社長	石 塚 純 晃	
取 締 役	池 谷 憲 司	CFO 内部統制担当
取 締 役	仁 司 与志矢	CWO マーケティング支援（ヘルスケア）事業担当 株式会社インテージヘルスケア 代表取締役社長
取 締 役	宮 内 清 美	マーケティング支援（消費財・サービス）海外事業担当 海外事業統括本部長
取 締 役	檜 垣 歩	マーケティング支援（消費財・サービス）国内事業担当 株式会社インテージ 代表取締役社長
取 締 役	大竹口 勝	経営企画担当
取 締 役 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>	岸 志津江	学校法人東京経済大学名誉教授 日本広告学会常任理事
取 締 役 (常勤監査等委員)	井 上 孝 志	株式会社インテージ 監査役
取 締 役 (監査等委員) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>	中 島 肇	弁護士 桐蔭横浜大学法学部客員教授
取 締 役 (監査等委員) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>	三 山 裕 三	弁護士 あいホールディングス株式会社 社外取締役
取 締 役 (監査等委員) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>	鹿 島 静 夫	公認会計士 税理士 株式会社みなとトラスト 代表取締役 株式会社ミキ・ツーリスト 監査役

- (注) 1. 岸志津江氏、中島肇氏、三山裕三氏及び鹿島静夫氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 中島肇氏及び三山裕三氏は、弁護士として、企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 鹿島静夫氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査の実効性を確保するため井上孝志氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 取締役岸志津江氏は、2022年3月をもって学校法人東京経済大学副学長・常務理事及び同大学経営学部教授を退任しております。
6. 取締役（監査等委員）鹿島静夫氏は、2022年8月をもって、株式会社みなとトラスト代表取締役を退任しております。
7. 2022年7月1日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
執 行 役 員	須 川 壮 己	C I O
執 行 役 員	饗 庭 忍	C T O ビジネスインテリジェンス事業担当 株式会社インテージテクノスフィア 代表取締役社長
執 行 役 員	成 田 昭 雄	グループシェアードサービス担当 株式会社インテージ・アソシエイツ 代表取締役社長
執 行 役 員	竹 内 透	経営管理部長 株式会社インテージヘルスケア 監査役
執 行 役 員	長谷川 順一郎	海外事業C S O INTAGE SINGAPORE PTE.LTD. 代表取締役

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

イ. 被保険者の範囲

当社の全ての取締役及び執行役員、並びに当社の国内子会社の全ての取締役、監査役及び執行役員。

ロ. 保険契約の内容の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者が被る損害(法律上の損害賠償金、争訟費用)、及び現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用を補償対象としています。

ただし、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、次に起因する損害及び費用を補償対象外としております。

- ・役員が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと
- ・役員の犯罪行為、又は役員が違法であることを認識しながら行った行為
- ・役員に報酬又は賞与等が違法に支払われたこと
- ・役員が行ったインサイダー取引
- ・違法な利益の供与

保険料は、全額当社が負担しております。

④ 当社取締役の報酬等の決定に関する方針の概要

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬については、「基本報酬」及び「業績連動金銭報酬」並びに「インセンティブ報酬」で構成し、これらの支給割合は、役位・職責、業績、目標達成度等を総合的に勘案して設定しております。

「基本報酬」及び「業績連動金銭報酬」の給付額は、第44回定時株主総会決議に基づく報酬枠の範囲内において決定しております。「基本報酬」は役位・役割・責務等に応じて決定し、「業績連動金銭報酬」は前年度の連結営業利益を指標とした基準額に、役位に応じた所定の係数を乗じた額と、役割実績に応じた個人別査定額を合計して算出しております。

また、「インセンティブ報酬」は、第47回定時株主総会決議に基づき継続及び一部改定した「業績連動型株式報酬制度」に基づく株式報酬であり、株式給付規程に基づき、各事業年度における役位及び業績目標の達成度に応じたポイントを付与し、原則として退任時に信託を通じて、累積ポイント数に応じた当社株式（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算）及び当社普通株式の換価処分金相当額の金銭を支給することとしています。

いずれの報酬についても、その具体的な給付内容については、担当取締役が支給原案を作成し、取締役会から委任を受けた報酬委員会（代表取締役社長及び独立社外取締役を構成員とする。）が審議のうえ決定しております。

監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、「基本報酬」のみとしており、第44回定時株主総会で定めた報酬枠の範囲内で、監査等委員でない社外取締役については取締役会の委任に基づき報酬委員会において、また監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により、それぞれ決定しております。

上記決定方針は、2021年2月19日の取締役会において決議されております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が上記決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで決定を行っているため、取締役会としては、当該決定が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額を年額300百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額を年額80百万

円以内とする決議をしております。当該定時株主総会終結時点の員数は取締役（監査等委員を除く）が4名、取締役（監査等委員）が4名です。

また、上記報酬限度額とは別枠で2019年6月26日開催の第47回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定について決議しており、そこでは、制度の内容を、当社が信託に対して金員を拠出し、当該信託が当該金員を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて業績達成度等に応じて当社グループの取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を給付するインセンティブ制度とすること、対象期間を2020年6月末日で終了する事業年度から2024年6月末日で終了する事業年度までの5事業年度及び当該期間経過後に開始する5事業年度毎の期間とすること、対象者を当社及び当社グループ会社の取締役（うち、当社においては社外取締役、監査等委員である取締役を除く）及び執行役員（従業員である執行役員を除く）とすること、対象期間毎に株式取得のために当社が拠出する金銭の上限額を480百万円とすること、対象期間毎に当社グループの取締役等に付与するポイント数の上限を400,000ポイント（1ポイント＝当社株式1株とする。）以内とすることなどを決議しております。当該定時株主総会終結時点の上記定めに係る取締役及び執行役員の員数はグループ全体では29名であり、当社では取締役が5名、執行役員が1名です。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

株主総会の決議の範囲内での当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の決定については、当社全体の業績等を踏まえ社内で取り纏めた各取締役の目標達成度等の評価に対し、社外の客観的かつ公正な意見を反映させるため、代表取締役社長である石塚純晃氏、独立社外取締役である岸志津江氏、並びに独立社外取締役・監査等委員である中島肇氏、三山裕三氏及び鹿島静夫氏を構成員とする報酬委員会に委任し、同委員会において決定しております。

⑦ 非金銭報酬等に関する事項

当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を給付する業績連動型株式報酬制度を導入しております。当該制度においては、当社が信託に対して金員を拠出したうえで、当該信託が当該金員を原資として当社株式を取得し、対象者に付与されたポイント数に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を

行います。なお、当事業年度中に当該制度に基づき当該信託から当社取締役に対し交付した株式はありません。

また、本制度の概要は、次のとおりです。

イ. 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・当社及び当社グループ会社の取締役（うち、当社においては社外取締役、監査等委員である取締役を除く） ・当社及び当社グループ会社の執行役員（従業員である執行役員除く）
ロ. 対象期間	2020年6月末日で終了する事業年度から2024年6月末日で終了する事業年度及び当該期間経過後に開始する5事業年度毎の期間
ハ. ロの対象期間において当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	各対象期間あたり480百万円
ニ. ロの対象期間においてイの対象者に付与するポイント総数の上限	各対象期間あたり400,000ポイント（1ポイント＝当社株式1株）
ホ. ポイント付与基準	各対象者の年間付与ポイント＝役員別基本ポイント（注1）×業績連動係数（注2） （注1）所属会社及び役位に基づき600～2,000ポイントの間で決定 （注2）連結ベースの予想営業利益に対する達成率により0～1.5の範囲で決定
ヘ. イの対象者に対する当社株式の交付時期	原則として当社及び当社グループの取締役及び執行役員からの退任時

⑧ 取締役の報酬等の額

役員区分	支給人数	報酬等の種類別の額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動金銭報酬	インセンティブ報酬（業績連動型株式報酬）	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 （1名）	54百万円 （6百万円）	124百万円	7百万円	186百万円 （6百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	39百万円 （20百万円）	-	-	39百万円 （20百万円）
合計	11名	94百万円	124百万円	7百万円	226百万円

（注）1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。

2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において

年額80百万円以内と決議いただいております。

3. 上記の報酬枠とは別枠で、2019年6月26日開催の第47回定時株主総会において、インセンティブ報酬として取締役等に対する業績連動型株式報酬制度を一部改定のうえ継続しており、その概要は48～49ページの⑦に記載のとおりです。
4. 「業績連動金銭報酬」は前年度の連結営業利益を指標とした基準額に、役位に応じた所定の係数を乗じた額と、役割実績に応じた個人別査定額を合計して算出しております。指標とする連結営業利益の実績は、41ページの10「財産及び損益の状況」に記載のとおりです。また、「インセンティブ報酬（業績連動型株式報酬）」は、48～49ページの⑦に記載のとおり、所属会社及び役位に基づき決定される役員別基本ポイントに、連結ベースの予想営業利益に対する達成率に基づき決定される業績連動係数を乗ずることで、年間付与ポイントを算出しております。なお、「業績連動金銭報酬」及び「インセンティブ報酬（業績連動型株式報酬）」において、連結営業利益を指標として選定した理由は、当社グループの持続的成長と企業価値向上に向けて、各事業年度の業績目標の達成に関し取締役の意欲向上に資すると判断したためです。

⑨ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役である岸志津江氏は、学校法人東京経済大学名誉教授、並びに日本広告学会常任理事を兼職しております。当社と当該兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である中島肇氏は、桐蔭横浜大学法学部客員教授を兼職しております。当社と当該兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である三山裕三氏は、あいホールディングス株式会社社外取締役を兼職しております。当社と当該兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である鹿島静夫氏は、株式会社ミキ・ツーリスト監査役を兼職しております。また、同氏は、2022年8月まで株式会社みなとトラスト代表取締役を兼職しておりました。当社と当該兼職先との間には特別な利害関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	岸 志津江	取締役会 100% (18回/18回) 指名・報酬委員会 100% (3回/3回)	広告、マーケティング・コミュニケーション、消費者行動の分野の専門家として、その経験と知見に基づき意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として取締役候補者の選定、取締役報酬の決定の過程における監督機能に貢献しています。
取締役 (監査等委員)	中 島 肇	取締役会 100% (18回/18回) 監査等委員会 100% (18回/18回) 指名・報酬委員会 100% (3回/3回)	弁護士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言・提言を行っております。監査等委員会においても、業務の適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として取締役候補者の選定、取締役報酬の決定の過程における監督機能への貢献において主導的な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	三 山 裕 三	取締役会 100% (18回/18回) 監査等委員会 100% (18回/18回) 指名・報酬委員会 100% (3回/3回)	弁護士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言・提言を行っております。監査等委員会においても、業務の適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として取締役候補者の選定、取締役報酬の決定の過程における監督機能に貢献しています。
取締役 (監査等委員)	鹿 島 静 夫	取締役会 100% (18回/18回) 監査等委員会 100% (18回/18回) 指名・報酬委員会 100% (3回/3回)	公認会計士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言・提言を行っております。監査等委員会においても、業務の適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として取締役候補者の選定、取締役報酬の決定の過程における監督機能に貢献しています。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第50期 (2022年6月30日現在)	科目	第50期 (2022年6月30日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	27,612,661	流動負債	12,535,884
現金及び預金	14,383,948	買掛金	2,701,926
受取手形	653,275	短期借入金	324,840
売掛金	8,704,867	リース債務	217,162
契約資産	27,668	未払法人税等	809,240
商品	9,952	未払消費税等	720,587
仕掛品	1,998,174	契約負債	922,860
貯蔵品	193,935	賞与引当金	2,189,159
その他	1,645,875	ポイント引当金	2,226,117
貸倒引当金	△5,036	受注損失引当金	26,416
		その他の	2,397,572
固定資産	18,020,917	固定負債	2,274,576
有形固定資産	3,951,762	長期借入金	298,250
建物及び構築物	1,187,115	リース債務	344,948
器具備品	255,953	株式給付引当金	193,515
土地	1,998,156	役員退職慰労引当金	4,800
リース資産	510,537	退職給付に係る負債	1,290,721
		資産除去債務	102,191
		その他の	40,149
無形固定資産	4,189,423	負債合計	14,810,460
のれん	961,846	純資産の部	
その他	3,227,577	株主資本	30,678,549
投資その他の資産	9,879,731	資本金	2,378,706
投資有価証券	6,161,704	資本剰余金	1,786,851
繰延税金資産	1,968,034	利益剰余金	28,078,096
退職給付に係る資産	28,247	自己株式	△1,565,105
その他	1,726,652	その他の包括利益累計額	△212,300
貸倒引当金	△4,907	その他有価証券評価差額金	339,374
		為替換算調整勘定	534,468
		退職給付に係る調整累計額	△1,086,143
資産合計	45,633,579	非支配株主持分	356,870
		純資産合計	30,823,119
		負債・純資産合計	45,633,579

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目		第50期 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	
売上	高価		60,232,755
売	価		39,843,841
上	利益		20,388,914
原	益		15,739,643
総	益		4,649,271
一般	息	4,057	
管理	金	94,854	
費	当	303,401	
及	益	32,119	
上	入	80,678	515,112
業	他		
外	用		
取	息	17,170	
配	損	44,205	
当	料	25,682	
投	金	30,784	
資	損	52,158	
収	他	41,827	211,829
の	益		
費	利		
用	益		4,952,553
利	益		
損	益	284,788	284,788
失	損		
評	益	332,991	
価	損	20,796	353,787
損	用		
費	費		
等	費		
調	損		
整	益		4,883,555
前	益		
当	益		
期	益		
純	益		
利	益		
益	益	1,642,446	1,645,554
事	益	3,107	
業	益		
税	益		
額	益		
整	益		
期	益		
純	益		
利	益		
益	益		3,238,000
損	益		
失	益		
(△)	益		
△	益		180,792
親	益		
会	益		
社	益		
株	益		
主	益		
に	益		
帰	益		
属	益		
す	益		
る	益		
当	益		
期	益		
純	益		
利	益		
益	益		3,418,793

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第50期 (2022年6月30日現在)	科 目	第50期 (2022年6月30日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	3,553,748	流動負債	4,462,457
現金及び預金	1,207,573	短期借入金	300,000
貯蔵品	478	関係会社短期借入金	3,142,000
前払費用	94,306	リース債務	10,265
関係会社短期貸付金	1,356,229	未払金	438,121
未収入金	1,104,438	未払費用	12,279
その他の	951	未払法人税等	468,371
貸倒引当金	△210,229	賞与引当金	68,197
		その他	23,221
固定資産	19,148,127	固定負債	763,109
有形固定資産	2,782,031	リース債務	12,106
建築物	739,175	預り保証金	555,951
構築物	2,689	株式給付引当金	52,710
器具備品	21,730	資産除去債務	102,191
土地	1,998,156	その他	40,149
リース資産	20,280		
無形固定資産	101,060	負債合計	5,225,566
地上権	39,832	純資産の部	
ソフトウェア	26,581	株主資本	17,071,403
その他	34,645	資本金	2,378,706
		資本剰余金	2,033,994
投資その他の資産	16,265,034	資本準備金	2,033,994
投資有価証券	1,479,351	利益剰余金	14,223,807
関係会社株式	9,085,666	利益準備金	40,100
その他の関係会社有価証券	1,847,100	その他利益剰余金	14,183,707
関係会社出資金	1,394,545	別途積立金	8,000,000
関係会社長期貸付金	430,916	繰越利益剰余金	6,183,707
繰延税金資産	1,441,605	自己株式	△1,565,105
差入保証金	622,816	評価・換算差額等	404,904
前払年金費用	39,432	その他有価証券評価差額金	404,904
その他の	2,200	純資産合計	17,476,308
貸倒引当金	△78,600	負債・純資産合計	22,701,875
資産合計	22,701,875		

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目		第50期 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	
営業	収益		4,235,401
営業	費用		2,218,953
営業	利益		2,016,447
営業	外収益		
受取	利息	10,215	
受取	配当金	90,360	
為替	差益	44,368	
その他	の他	4,648	149,591
営業	外費用		
支払	利息	17,553	
投資	事業組合運用	149,786	
貸倒	引当金繰入	79,559	
支払	手数料	25,670	
その他	の他	22,542	295,112
経常	利益		1,870,926
特別	利益		
投資	有価証券売却	197,729	197,729
特別	損失		
投資	有価証券評価	128,964	
関係	会社株式評価	35,975	164,939
税引	前当期純利益		1,903,716
法人	税、住民税及び事業	158,955	
法人	税等調整	21,888	180,843
当期	純利益		1,722,872

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月19日

株式会社インテージホールディングス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 沢 直 靖
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 田 将 貴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インテージホールディングスの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インテージホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断

による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月19日

株式会社インテージホールディングス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 沢 直 靖
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 田 將 貴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インテージホールディングスの2021年7月1日から2022年6月30日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン会議等も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、内部監査部門と共に、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③常勤監査等委員、会計監査人、内部統制システムを担当する内部統制部門長及び内部監査を担当する内部監査部門長が出席する会議を定期的に開催し、それぞれの監査状況について報告・協議を行い、三様監査全体としての実効性向上・監査環境の整備に努めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月19日

株式会社インテージホールディングス 監査等委員会

監査等委員 井上孝志 ㊞

監査等委員 中島肇 ㊞

監査等委員 三山裕三 ㊞

監査等委員 鹿島静夫 ㊞

(注) 監査等委員中島肇、三山裕三及び鹿島静夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

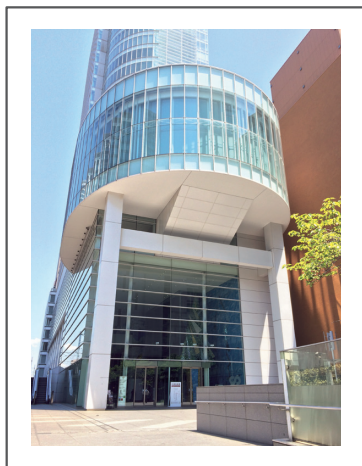
メモ欄

メモ欄

▶ 株主総会会場ご案内図

会場

〒101-0022
東京都千代田区神田練堀町3番地
富士ソフトアキバプラザ
5階 アキバホール



交通

JR線秋葉原駅

..... 中央改札口 徒歩2分

東京メトロ日比谷線秋葉原駅

..... 2番出口 徒歩3分

東京メトロ銀座線末広町駅

..... 1番・3番出口 徒歩5分

つくばエクスプレス線秋葉原駅

..... A3出口 徒歩1分

新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、インターネット又は議決権行使書の郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
株主総会終了後の株主懇談会の実施は予定しておりません。また、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社インテージホールディングス

〒101-0022 東京都千代田区神田練堀町3番地 インテージ秋葉原ビル
Tel. 03-5294-7411

